

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	ボイラーの燃焼調整及び 部品交換	入基LPS-X-10699	
		承 認	令和 5年 4月13日
		作 成	令和 5年 4月13日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1. 総則

- 1.1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊入間基地内で管理する機材、ボイラー燃焼調整及び部品交換（以下「本役務」という。）について適用する。
- 1.2 役務内容 履行内容書（別紙）による。
- 1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。
 - a) 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
 - b) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日条例第57号）
 - c) エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
 - d) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則

類

2. 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

- 2.1 本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、契約相手方が負担するものとする。
- 2.2 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。
- 2.3 契約相手方は、基地内において本役務の履行で必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- 2.4 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- 2.5 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
- 2.6 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、役務完成後速やかに返納すること。
- 2.7 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
- 2.8 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

3. 基地内における共通規定事項

- 3.1 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、休憩時間は監督官の指示に従い、1時間とするものとする。
- 3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し運行する。
- 3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
- 3.4 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
- 3.5 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。
- 3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。

4. 役務の一時中止、履行期限の変更

役務の一時中止、履行期限の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。

5. 管理事項

- 5.1 役務の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。

品名又は件名	ボイラーの燃焼調整及び部品交換
--------	-----------------

- 5.2 役務に伴い破損した箇所は、在来にならない収まり良く補修するものとする。
- 5.3 履行場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
- 5.4 履行写真は、履行前、中、後、履行完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、履行経過の記録帳（履行写真帳）を提出するものとする。
- 5.5 履行写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。
6. 発生材の処理
 - 6.1 発生材の処理に係る経費は、契約相手方の負担によるものとする。
 - 6.2 部隊が引き継ぐものとされた発生材（有価物）は、指定場所へ種別ごとに運搬整理のうえ、仮囲い及び所要の表示等を行い監督官の確認を受け、発生材調書を添えて提出するものとする。
 - 6.3 上記6.2を除く、再生資源として利用しないもの及び部隊に引き渡しを要しないものとされた発生材は全て場外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）その他関連法令等に従い適正に処理するものとする。
7. 産業廃棄物の処理
 - a) 産業廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づき、都道府県知事又は政令指定都市長等の許可を受けた業者により処理を行うものとし、当該業者の許可証又は委託契約書の写しを提出するものとする。
 - b) 特別管理産業廃棄物の処理方法は、監督官の指示を受けるものとする。
8. 提出書類等

契約相手方は、以下の書類等を提出又は掲示しなければならない。ただし、監督官が提出を要しないと指示したものは除く。
- 8.1 役務関係書類
 - a) 着手届
 - b) 現場代理人等通知書
 - c) 工程表
 - d) 材料搬入報告書
 - e) 完了通知書
 - f) 履行写真
 - g) 役務打合せ簿
 - h) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、B2票、D票及びE票の写し（官側が排出事業者の場合は原本）
 - i) 火気使用通知書
 - j) 部外者給水等使用通知票
 - k) 発生材調書
- 8.2 残業届

次に示す履行を必要とする場合は、あらかじめ残業届を提出するものとする。

 - a) 課業時間（平日の8時15分から17時）を超える履行
 - b) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の履行
 - c) その他監督官が必要と指示したもの。
9. 現場管理
 - 9.1 履行管理

現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。
 - 9.2 現場代理人
 - a) 現場代理人は、履行現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、履行現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
 - b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。

品名又は件名	ボイラーの燃焼調整及び部品交換
--------	-----------------

- c) 品質、工程等の履行管理を行う。
- d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
- e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
- f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- g) 溶接作業など火気を使用する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに適切な消火設備、防災シート等を設けるなどの防火措置を行う。
- h) 化学製品の取扱いに当たり、健康と安全の確保及び環境保全に努める。
- 9.3 後片付け
役務の完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
- 9.4 交通安全管理
役務材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。
- 9.5 技術者の専任
主任技術者は、役務の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる役務又は履行にあたり相互に調整を要する役務（資材の調達を一括で行う場合や役務の相当の部分を同一の下請業者で履行する場合等）で、かつ、役務現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において同一の建設業者が履行する場合は、主任技術者の兼務をすることができるとし、専任が必要ない役務を含む場合は、原則2件程度とする。
- 10. 材料
- 10.1 材料の品質等
- a) 設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、規格証明書又は性能等を証明できる資料を監督官に提出する。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。
- b) JIS（日本産業規格）のマーク表示のある材料を使用する場合は、資料の提出を省略することができる。
- c) 調合を要する材料については、調合に先立ち調合表等を監督官に提出する。
- d) 役務に使用する材料は、着手に先立ち色見本及び承認図等を監督官に提出し、承認を得る。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し承認を得るものとする。
- 10.2 材料の検査
- a) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。
- b) 現場に搬入した材料のうち不合格となった役務材料については、遅滞なく役務現場から搬出させ、良品と交換しなければならない。この場合において、交換した材料については再検査をするものとする。
- 10.3 材料の検査に伴う試験
- a) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、監督官の承諾を得た試験方法による。ただし、あらかじめ監督官の承諾を得た場合はこの限りではない。
- b) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督官に提出する。
- c) 試験は、原則として監督官の立会いのもと行う。
- d) 試験の結果は、監督官が適否を判断し合格したものでなければ使用することができない。
- 10.4 材料の管理
- a) 品質管理に注意し、破損等においては契約相手方の責任において処置するものとする。
- b) 盗難紛失等があった場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
- 11. 履行
- 11.1 履行
- a) 履行は、設計図書、履行計画書及び監督官の承諾を得た工程表並びに履行図等に従って行う。
- b) 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し、当該役務関係者とともに、役務全体の円滑な履行に努める。
- 11.2 工法の提案

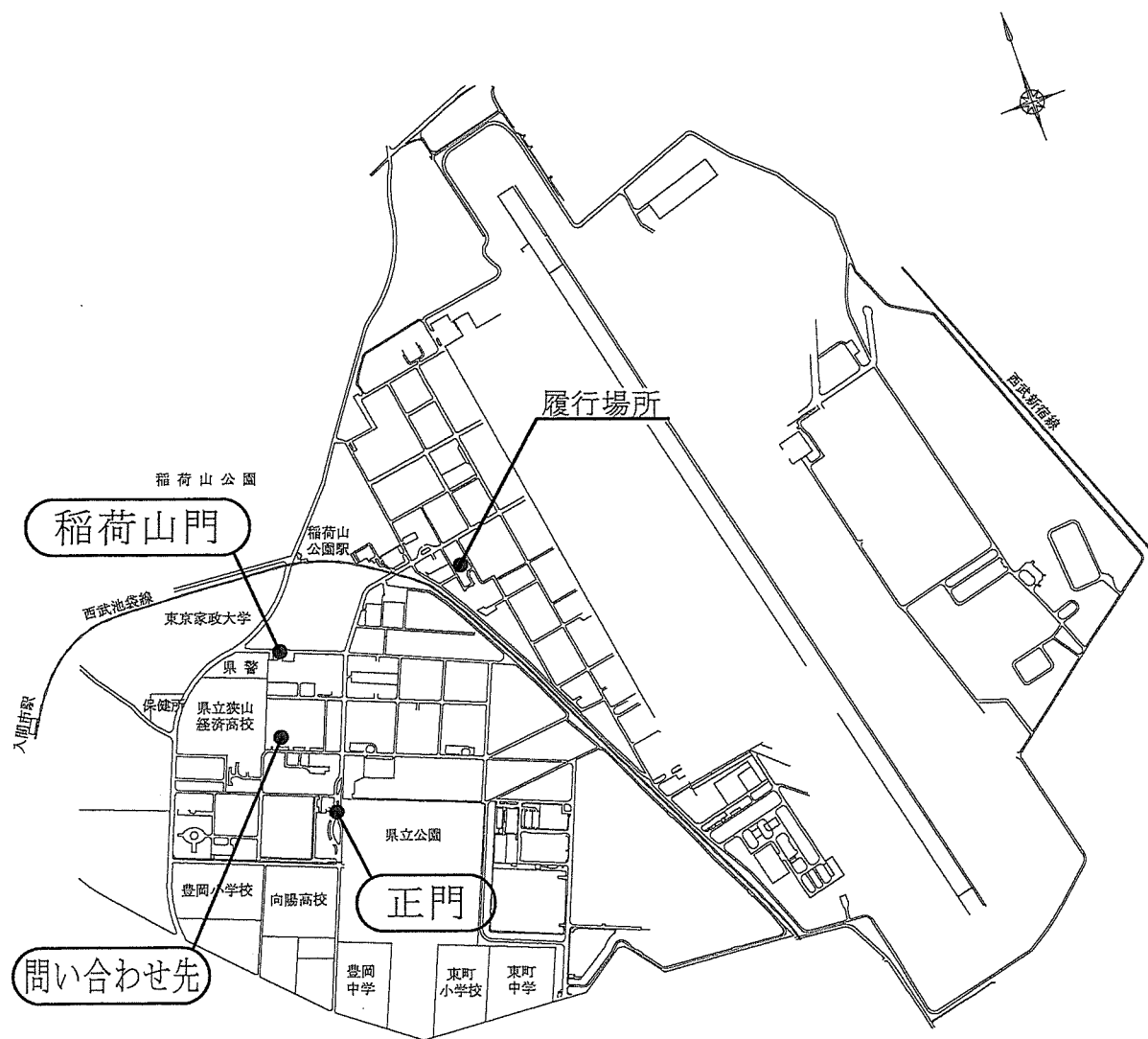
品名又は件名	ボイラーの燃焼調整及び部品交換
--------	-----------------

- a) 設計図書によることが困難又は不都合な場合（特に関連法令に抵触する等）は、設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法を提案する。
- b) 提案した工法については、監督官と協議し承諾を得て履行すること。
- 12. 検査・確認
 - 契約相手方は、検査又は確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。
- 12.1 完成検査
 - 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。なお、検査官及び監督官の事前の承諾を得た場合における、産業廃棄物管理票（D及びE票）の写しその他の役務関係図書の提出については、事後の提出とすることができるものとする。
 - a) 仕様書に示す役務完了
 - b) 仕様書に示す役務関係図書の提出
 - c) その他監督官の指示する事項
- 13. 役務に関する要求
 - 13.1 使用材料
 - 本役務で交換等をする品目に付帯する附属品及び予備品等は監督官等に全て引渡すものとする。
 - 13.2 試運転
 - 履行終了後、監督官等の立会のもと試運転調整を実施し、試運転調整の結果をボイラー燃焼調整結果報告書（別紙様式）により監督官等に提出するものとする。
 - 13.4 燃焼調整
 - a) ばい煙等は、大気汚染防止法に基づく基準値以下に設定するものとする。
 - b) NO_x値においては埼玉県生活環境保全条例に基づく基準値以下に設定するものとする。
 - c) 燃焼調整を行う際のボイラーの操作は監督官の指示により行うものとする。

履行内容書

品名又は件名：ボイラーの燃焼調整及び部品交換

案内図



問い合わせ先

住所：埼玉県狭山市稲荷山 2-3
(航空自衛隊入間基地)電話：04-2953-6131
(内線) 2629

物品番号		形 名	RE-100FⅡ RBS-10	
件 名	ボイラーの燃焼 調整及び部品交換	設置年月日	H9年6月	
履 行 内 容	1 タクマ社製炉筒煙管ボイラー（RE-100FⅡ型）2基の ロータリーバーナー（RBS-10型）を分解整備し、下記の 部品交換（規格は既設部品の同等品以上のもの）及び安全装置 確認作業後、燃焼調整を行うものとする。 2 RE-100FⅡ型及びRBS-10型の仕様に基づき履行 するものとする。			
タクマ社製炉筒煙管ボイラー（RE-100FⅡ型）交換部品一覧				
項 目	品 名	既設部品 型 番	数 量	単 位
1	ベアリング	UBR-1045-00	4	個
2	ベアリング潤滑油	Z-389	2	缶
3	平ベルト	PBO-1226-15	2	本
4	ベアリングカバー用パッキン	USP-1228-00	4	個
5	フェルトリング	USP-1229-00	4	個
6	前板ロープパッキン	USP-1231-00	2	個
7	ブレードパッキン	USP-1232-00	2	個
8	カップ止めボルト	PBO-1116-20	2	個
9	廻り止め座具	PBO-1116-21	2	個
10	カップ止め金具	PBO-1116-08	2	個
11	圧力指示調節計	azbil sdc40	2	個
備考 既設部品の型番についてはRE-F型ボイラハンドブック（株）日本サーモエナー による。				